

令和4年11月定例会

# 文教警察企業常任委員会会議録

令和4年12月1日～2日

場 所 第3委員会室



令和4年12月1日(木曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)

○議案第8号 市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

○議案第9号 地方警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

○議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

○議案第23号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)

○議案第24号 令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第3号)

○議案第25号 令和4年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第2号)

○議案第26号 令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)

○議案第29号 市町村立小学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

○請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

・官民連携によるサイバー犯罪対策の強化について

・令和4年度各事業の上半期の状況について

・緑のダム造成事業植樹祭について

・渡川大規模改良事業について

・次期「宮崎県教育振興基本計画」(骨子案)について

・第77回国民体育大会の結果について

○閉会中の継続調査について

出席委員(7人)

委員 長	河野 哲也
副委員 長	佐藤 雅洋
委員	徳重 忠夫
委員	井本 英雄
委員	日高 陽一
委員	田口 雄二
委員	冨師 博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	山本 将之
警務部長	黒川 清彦
警務部参事官兼 首席監察官	久留米 英樹
生活安全部長	三原 健
刑事部長	時任 和博
交通部長	日高 俊治
警備部長	河野 晃央
警務部参事官兼 会計課長	山崎 猛
警務部参事官兼 警務課長	迎 修二

生活安全部参事官兼  
生活安全企画課長  
総務課長  
少年課長  
生活環境課長  
交通規制課長  
運転免許課長

井上保志  
甲斐義勝  
黒木守  
田中宏光  
澤田信也  
池田健二

文化財課長 長友由美子  
人権同和教育課長 北林克彦  
図書館長 小川雅彦  
美術館副館長 木村幸久  
総合博物館長 岩切喜郎

企業局

企業局長  
副局長(総括)  
副局長(技術)  
総務課長  
経営企画室長  
工務管理課長  
施設保全課長  
発電設備課長  
総合制御課長

井手義哉  
斎藤孝二  
森英彦  
齊藤郁宏  
小野一彦  
宮田晃尚  
松生晃  
日高誠  
丹山竜一郎

事務局職員出席者

議事課主査 内田祥太  
議事課主任主事 上園祐也

○河野委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでございます。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第8号「市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第9号「地方警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例」、議案第29号「市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を聞いた回答でありますので、参考にお配りしております。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

教育委員会

教育長  
副教育長  
教育次長  
(教育政策担当)  
教育次長  
(教育振興担当)  
教育政策課長  
財務福利課長  
育英資金室長  
高校教育課長  
義務教育課長  
特別支援教育課長  
教職員課長  
生涯学習課長  
スポーツ振興課長  
競技力向上推進室長

黒木淳一郎  
田村伸夫  
児玉康裕  
東宏太郎  
中尾慶一郎  
加塩美昭  
唐仁原博  
高橋哲郎  
佐々木孝弘  
横山貢一  
中別府勇治  
長尾岳彦  
押川幸廣  
岩切正義

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○山本警察本部長 委員の皆様には、平素から警察行政各般にわたりまして、深い御理解、また御支援を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、御審議いただきます議案は3件でございます。

1つ目が、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち公安委員会に係るもの、2つ目が、議案第23号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」のうち同じく公安委員会に係るもの、3つ目が、議案第9号「地方警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

また、報告事項といたしまして、県警車両による交通事故等に関し、損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

また、官民連携によるサイバー犯罪対策の強化について、警察の取組を御説明させていただきたいと考えております。

それぞれ担当部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○河野委員長 次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○黒川警務部長 それでは、令和4年11月定例会提出の議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」及び議案第23号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の3ページを御覧ください。

まず、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」について御説明いたします。

議案第1号の一般会計補正予算は、電気代等の高騰に伴う補正でありまして、警察活動に必要である庁舎の電気料や車両のガソリンに要する費用が当初の見込みを大きく超過することが判明したため、警察管理費及び警察活動費の総額1億2,337万9,000円の補正をお願いするものであります。

内訳につきまして、資料の順に説明させていただきます。

1番目の事業名、庁用光熱水費等義務的経費は、警察本部・警察署及び交番、駐在所等で使用する電気料の補正で、補正額は9,203万9,000円であります。

次に、2番目の事業名、その他車両維持費につきましては、警察車両のガソリンに要する費用の補正で、補正額は1,160万8,000円であります。

3番目の事業名、運転免許試験及び運転免許事務関係等消耗品等義務的経費につきましては、宮崎、都城、延岡の運転免許センターで使用する電気料の補正で、補正額は1,241万1,000円であり、警察管理費の補正額合計は、1億1,605万8,000円となります。

また、(2)の警察活動費における事業名、交通安全施設維持電気料につきましては、交通信号機等の電気料で、補正額は732万1,000円であります。

続きまして、資料の一番下、議案第23号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」給与改定に伴う補正について説明いたします。

補正額は1億823万8,000円でございます。これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定

に伴う人件費の補正でありまして、給与改定に伴い必要となります人件費の所要額を計上しております。

主な改定の内容につきましては、月例給が平均0.24%、特別給（ボーナス）が0.05か月分の引上げとなっております。

令和4年11月補正予算の内容の説明につきましては、以上であります。

続きまして、令和4年11月定例会提出の議案第9号「地方警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例」の制定について報告いたします。

4ページをお開きください。

今回、条例の一部を改正する理由につきましては、来年度から公務員の定年が段階的に延長されますことから、これに関する条例を改正する必要性が生じたためであります。

定年延長全般に関します条例改正につきましては、議案第7号「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」として提出され、現在、総務政策常任委員会で協議されておりますが、そのうち、職員の懲戒に関する条例につきましては、地方警察職員は別途、個別に地方警察職員の懲戒に関する条例として規定されておりますことから、この一部を改正するものであります。

それでは、条例案の改正点について説明いたします。

1点目は、減給額の算定期期の明確化であります。減給額の算定期期につきましては、人事院規則により、「俸給が変更した場合にも、減給の計算については、減給発令時の俸給を基礎とすること」とされておりますが、現行の条例では、「減給は、1日以上1年以下の期間について給料の5分の1以下の額を減ずるものとする」

とされており、減給額の算定期期の明確な記載がないことから、職員の懲戒に関する条例と同様に「その発令の日に受ける給料」とし、減給額の算定期期を明確にするものです。

2点目は、定年引上げに係る職員の給料月額減額に伴う措置となります。

定年引上げ等を問わず、原則として、減給処分発令時においては、減給額を維持する一方で、定年延長となる職員につきましては、その給料が7割相当額となりますことから、その場合に、処分発令日の給料に基づく減給額が適用されると、当該職員にとって、定年延長に伴う給料の減額以上の不利益が生じてしまうことから、それを是正するため、定年延長後において、減給額の上限を現に受ける給料の5分の1相当額にとどめることを追記しました。

ただいま説明しました改正点につきましては、資料中央のモデルケースで説明いたします。

定年延長予定の60歳の警察職員が1月に減給6か月、給料の5分の1（20%）の処分を受けた場合、給料50万円の者は1月から3月までは減額10万円となり、手取りが40万円となります。

表①は、処分発令時における減額を維持したケースで、定年延長後に給料が7割相当額となっても、減額10万円は維持されるので、手取りは25万円となります。

表②は、「定年延長後の給料月額が7割相当額となった場合、減給額の上限は現に受ける給料の5分の1相当額にとどめること」を追記したケースで、定年延長に給料月額が7割相当額となった場合は、7割相当額の給料35万円が減給額の基準となります。これにより減給額は給料35万円の5分の1（20%）の7万円となり、手取りは28万円となります。

給与額が定年延長により7割相当額になった

際に表①が適用されることは、職員にさらなる減額を強いることになることから、表②を適用することで、手取りは3万円増えることとなります。

今回の改正は、表②の運用を行うものであります。

そのほか、単純な労務に雇用される者については、現在採用を行っていないことから、これを削除するとともに、令和2年度から運用されております、会計年度任用職員に係る減額の規定を設けるものであります。

詳細な修正につきましては、お手元の令和4年県議会定例会提出議案133ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。

本条例の施行予定日は、令和5年4月1日であります。

**○河野委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○河野委員長** 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○黒川警務部長** 損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

令和4年県議会定例会提出報告書の3ページを御覧ください。

今回、報告いたします警察における損害賠償事案は、3ページの上から5番目の交通事故と6番目の記録映像破損事故の合わせて2件であります。

それでは、1件目の交通事故の内容について説明いたします。

この事故は、串間警察署の警察官が、令和4

年4月11日午前9時59分頃、串間市内の国道を公用バイクで運転して警ら中、雨が目に入り、前方が見えづらい状態で進行したため、工事の道路規制で停車していた相手方車両を発見するのが遅れ、自車前部を相手方車両後部に追突させたものであります。

事故の原因につきましては、当該職員の前不注意の過失によるものであります。

この事故で、相手方は頸椎捻挫のけががありましたので、治療費や慰謝料として24万6,547円を県警の自賠責保険と任意保険から支出しております。

物件損害については、相手方車両の修理費として9万8,285円を県警の任意保険から支出し、公用車については、修理費として9万2,807円を県費から支出しております。

次に、2件目の記録映像破損事故の内容について説明いたします。

この事故は、都城警察署の警察官が、令和4年6月7日午後11時10分頃、都城市内の国道において交通事故の見分中、事故状況の確認等のために当事車両のドライブレコーダーの映像を確認する際、マイクロSDカード挿入部に手が当たり、ドライブレコーダーから録画状態の当該SDカードが取り出された結果、記録されていた映像データを破損したものです。

事故の原因につきましては、映像を確認する前に機械の録画状態を停止していなかったことと、SDカードの挿入部の確認不足によるものであります。

損害賠償として、破損した映像データの復旧費用である26万5,100円を県費から支出しております。

**○河野委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○田口委員 今回のドライブレコーダーの件ですが、ドライブレコーダー本体は、そんなに値段はしないのに、26万5,000円もかかったというのは、何か修復費用がどうのこうの言われましたが、もう少し詳しく教えていただけますか。

○久留米首席監察官 被害総額の内訳について御説明いたします。

物品交換・物理修理費としまして4万2,000円、これは物理障害に係る費用です。そして、クローン作成費——SDカードの中身を丸ごと複製する費用が2万1,000円、論理解析費——データがどのように壊れているのか解析する費用が7万3,000円、論理作業費——壊れたデータを復旧作業する費用が3万4,000円、成功報酬費が7万円、バックアップメディア費——クローン作成に使用するSDカードの費用が1,000円となっております。

○田口委員 要するに、消えたデータを修復したということですか。

○久留米首席監察官 そのとおりでございます。

○徳重委員 串間市での交通事故の件について、損害賠償額が34万4,000円ということですが、この事故の過失割合はどうなっていますか。

○久留米首席監察官 県側が100、相手側がゼロでございます。

○徳重委員 100ということになりますと、修理代はもちろんでしょうが、相手方は車を使えないということで、仕事を休んだりして発生した損害を含めての賠償額になっているのですか。

○久留米首席監察官 損害賠償額の内訳につきましては、頸椎捻挫で全治5日間の治療費13万2円、通院費1,878円、障がい慰謝料11万4,667円となっております。

○徳重委員 もちろん治療費とかは理解できる

のですが、お仕事をされていた場合ですよ、治療されていますから仕事を休んだと思うのですが、その日当なんかは損害賠償額に含まれていないのですか。

○久留米首席監察官 今回の損害賠償額には、そういった費用は含まれておりません。そういう影響がなかったということで御理解いただければと思います。

○徳重委員 分かりました。

○河野委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○三原生活安全部長 その他報告事項としまして、官民連携によるサイバー犯罪対策の強化について報告いたします。

お手元の委員会資料5ページからになりますが、資料に入ります前に、サイバー犯罪の現状を簡単に説明いたします。

近年、社会のデジタル化が急速に進展している中、今やサイバー空間は公共空間として、金融、電力、航空、医療といった県民生活や社会経済活動の場を支える基盤としての機能を有しており、あらゆる場面で実空間とサイバー空間が融合した社会が現実のものとなってきているところでございます。

その一方で、国民の生活を支えます重要なインフラ施設等へのサイバー攻撃が発生いたしまして、生産活動の一時停止やサービス障害、情報の流出などが生じ、生活に大きな影響を及ぼす事態が国内において生じる懸念が高まるとともに、国家を背景に持つサイバー攻撃集団によるサイバー攻撃が明らかになるなど、サイバー

空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢になりつつあります。

こうした情勢の中で、サイバー空間の安全・安心を確保するためには、官民連携によって社会全体でサイバーセキュリティの向上を図り、サイバー犯罪対策を強化していく必要がございます。

本日は、「官民連携によるサイバー犯罪対策の強化について」と題しまして、宮崎県企業・警察サイバーセキュリティ連携協議会との連携・拡充について報告いたします。

それでは、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

まず、1のサイバー犯罪の現状についてでございますが、県内のサイバー犯罪に関する警察安全相談の件数は、平成29年から毎年2,000件前後で推移しておりまして、高止まりの状態が続いているところで、今年、10月末現在で1,722件の相談を受けております。

相談の内容といたしましては、実際にサイバー犯罪被害に遭った事件相談もありますが、事件相談以外の迷惑メールの通報や子供のインターネット使用に関する教育方法を尋ねる相談など、様々な内容に及んでいるところでございます。

次に、(2)の県内のサイバー犯罪検挙件数の状況でございますが、平成29年は75件の事件を検挙しておりますが、その翌年の30年からこれまでおおむね55件前後の事件を検挙しており、今年、10月末現在で31件の事件を検挙しているところでございます。

この事件検挙の内容につきましては、他人のID、パスワードを使用しての不正アクセス禁止法違反事件のようなパソコン等の端末に特化した犯罪も検挙しておりますが、詐欺や脅迫な

どの手段としてメール等のネットワークを利用する事件もサイバー犯罪と位置づけて検挙しているところでございます。

次に、これらのサイバー犯罪被害防止のために、一つの取組といたしまして、(3)にありますように、小学校、中学校、高校等の教育機関などから要請を受けまして、防犯講話を行うサイバーセキュリティカレッジを今年10月末現在で325回実施しているところでございます。

次に、サイバー空間における脅威について、資料の(4)に列記しておりますが、全て県民の皆様の身近に起こり得る脅威で、具体的に説明させていただきますと、まず、フィッシングメールによるクレジット等の不正利用とは、金融機関やクレジット会社をかたったメールを送りつけて、そのメールに貼りつけたURLと呼ばれるアドレスで、本物そっくりの偽のホームページに誘導して、そこでID、パスワードを入力させて盗み取り、その情報を利用してインターネットバンキングでの不正送金やクレジットカード情報を悪用した高額商品購入、スマートフォンでの決済を行う犯罪でございます。

次の、メール・SMSのメッセージ送信による特殊詐欺とは、宅配業者やNTT等の通信事業者をかたったメールやSMSで、宅配便が届いていますとか、電話料金が未納ですといったようなそのメッセージを送り、そこに表示いたしました電話番号に電話させるなどして、犯人と接触させて詐欺を敢行する特殊詐欺の手段であります。以前は電話による接触がほとんどだったものが、最近ではこのような手段が多くなってきているところでございます。

また、パソコンのインターネットブラウザの画面上に「ウイルスに感染しています。ここに電話してください」と表示いたしまして、ウイ

ルス駆除の名目で金銭をだまし取る手口も多く、このようなネットワークを利用した詐欺の手段は特殊詐欺被害全体の約70%を占めているところでございます。

次のランサムウェアによる身代金要求とは、先日、ニュース報道であった大阪府内の病院でのサイバー攻撃が、このランサムウェアと呼ばれるウイルスによるものと言われておりますが、パソコン端末やネットワークシステムの脆弱性を狙ってウイルスに感染させて、パソコンやサーバ内のデータを勝手に暗号化しましてデータを利用できなくするものでございます。

このウイルス攻撃の特徴といたしましては、データを正常化したければ、何万ドル分のビットコインを支払えといったような、いわゆる身代金要求の脅迫文を英文で送りつけてきます。

この攻撃によって、その対象が病院であれば、電子カルテや電子カルテシステムが停止して、診療業務や手術ができなくなり、人の生命に危険が及ぶ、また企業であれば、工場の生産システムが停止するなど、経済流通に甚大な影響を及ぼすこととなります。

次の、標的型メールによる機密情報の窃取とは、特定の企業を狙って取引先等を装ったメールを送りつけ、メールに添付されたURLやファイルにウイルスを仕込んでパソコン等をウイルスに感染させるもので、感染したパソコン等の端末からネットワーク内に侵入するなどして、その企業の機密情報や顧客情報などを盗み取る手口でございます。

このような脅威から身を守る最低限の知識といたしましては、見ず知らずのメールを不用意に開かないことのほか、メッセージに表示された電話番号に電話をしない、パスワードやクレジットカード番号などを入力しない、パソコンやスマ

ートフォンにセキュリティソフトを導入する、またOSと呼ばれますオペレーションシステムというシステムを常に最新のものにしていくことが必要でございます。

続きまして、サイバー犯罪による被害について、資料の1の(5)に主な県内外のサイバー犯罪の事例を列記しておりますが、ランサムウェアをはじめ、さきに説明いたしました、サイバー空間における脅威によって被害を受けたケースがほとんどであります。

本県でも、先月、宮崎市社会福祉協議会介護認定調査事務所がランサムウェアによるサイバー攻撃を受けまして、サイバー犯罪として警察で認知しておりますが、このようなコンピューターウイルスによるサイバー攻撃は、都市部や大企業だけではなく、本県のような地方でも起こり得る身近な脅威として再認識させられる事件でございました。

現在捜査中の事件で、詳細な説明は差し控えさせていただきますが、サイバー犯罪対策課の特捜員を派遣いたしまして、犯人と感染経路の特定を急いでいるところでございます。

次に、資料の2の官民連携によるサイバー犯罪対策の必要性についてであります。今、報告しましたようなサイバー犯罪から県民を守るためには、官民が連携して社会全体でのサイバーセキュリティ対策を推進することが重要であります。

その対策の一環として、県民に対して深刻化するサイバー犯罪の手口・実態をタイムリーに伝達するための体制の構築、それと県内企業に対するサイバーセキュリティ対策向上に関する情報提供による支援などが挙げられます。

1点目の、県民に対し、深刻化するサイバー犯罪の手口・実態をタイムリーに伝達するため

の体制構築につきましては、社会のデジタル環境の整備によって、全ての県民に被害が及ぶ可能性がある中で、最新のサイバー犯罪の手口や実態を県内の隅々まで情報を伝達するための体制づくりを行い、県民のサイバーセキュリティ能力を向上させることが必要となります。

2点目の、県内企業に対し、最新のサイバー攻撃手法等に関する情報提供による支援につきましては、今や県内企業のほとんどが導入していると思われるパソコンやインターネット環境に関して、システムなど技術的なものを含めまして、最新のサイバー攻撃手法などのセキュリティ情報を提供することで、企業のサイバーセキュリティ対策を向上させる支援を行っていきたいと考えております。

これら対策を効果的に行うためには、県内唯一の官民が連携したサイバーセキュリティ組織であります、宮崎県企業・警察サイバーセキュリティ連携協議会を核としたサイバーセキュリティ対策をあらゆる企業・団体へと拡充していくことが必要でございます。

次の6ページを御覧ください。

資料3の(1)宮崎県企業・警察サイバーセキュリティ連携協議会についてであります、8ページにサイバーセキュリティ連携協議会の体制表を添付しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

この協議会は、ミヤザキサイバーセキュリティの頭文字を取りまして、通称MiCSと呼んでいます。MiCSは、平成30年1月に、デンサンやNTT西日本宮崎支店など県内の情報通信関連会社10社で設立された団体でございます、サイバー空間の脅威に関する情報を有する警察と情報通信関連会社が共同して当該情報を連携先の企業や広く県民一般に提供いたしまして、

安全・安心なサイバー空間を実現することを目的としているものでございます。

設立後の平成30年2月には、県内企業のさらなるサイバーセキュリティ向上を目的に、宮崎県商工会議所連合会や宮崎県中小企業団体中央会などの県内企業4団体と協定を締結いたしまして、県内の企業等に対してサイバー犯罪等に関する情報提供や注意喚起等の広報啓発活動を推進しています。

これまでのMiCSの取組といたしましては、企業を対象としたサイバーセキュリティオンラインセミナーの開催、宮崎テクノフェアでのブース設置やイオン各店でのサイバーセキュリティイベントの実施、県内の小中高校生や大学生に対するサイバーセキュリティカレッジの実施、ホームページやメール、SNSを活用した連携企業・団体への情報発信などがあります。

資料中央の左の写真は、先月、宮崎市内で行われました宮崎テクノフェアでの出展状況でございます。出展ブースでは、サイバーセキュリティに関する資料を配付したほか、スマートフォンを利用したサイバーセキュリティクイズを行って、来場の約200人の高校生などが参加してくれたところでございます。

その右隣の写真は、イオン都城で実施いたしましたサイバーセキュリティキャンペーンの様子です。会場では、ノベルティグッズの配布やパネル展示を行い、お子様連れの家族や中高生などの若者たち約50名に参加していただきました。

次に、3の(2)の教育機関との連携についてでございますが、未来を担う子供たちに対しまして、正しいインターネットの利用方法等を教育することや、その保護者に対して子供たちがインターネットに起因する被害に遭わないよ

う、サイバー空間の脅威に対する意識を高めるために、教育機関と連携したサイバーセキュリティカレッジを実施しております。

このほか、重要インフラである公共交通機関・医療機関等との連携の推進では、JR九州宮崎支社、それと県バス協会の県民の足となる公共交通機関、他県で発生したような病院に対するサイバー攻撃に対処するための県医師会、歯科医師会、それと薬剤師協会との連携を図り、体制を強化しているところでございます。

そのほか、JA宮崎、宮交ホールディングス、宮崎県行政書士会と連携を行っているところでございますが、今後も、あらゆる企業との連携を強化いたしまして、サイバー空間の脅威に関する情報を共有することによって、このシステムの脆弱性を狙ったランサムウェアなどによるサイバー攻撃の被害未然防止に活躍することが期待されております。

7ページを御覧ください。

4の宮崎県、MiCS、警察本部による連携協定の締結についてであります。MiCSのさらなる拡充を図るために、令和4年9月13日に宮崎県、MiCS、警察との三者連携協定を締結することに至りました。

この協定の目的は、MiCSの活動を幅広く県民に広報するとともに、県の総合政策部デジタル推進課を通じて、県内26市町村にも情報伝達を行うことによって、宮崎県全体のサイバーセキュリティ能力の向上を図ることにあります。

本枠組みによって、市町村を通じて広く県民に対し、深刻化するサイバー犯罪の手口・実態をタイムリーに伝達できるようになると考えているところでございます。

また、新たにMiCSの顧問といたしまして、宮崎県と総務省九州総合通信局に就任していた

だき、サイバーセキュリティ対策に関する取組に対して、助言・指導をいただくことになりました。

今後は、この枠組みを最大限活用いたしまして、ランサムウェアやエモテットといったようなウイルス被害に関する情報など、サイバー空間の脅威に関する情報を広く県民に共有するとともに、企業に対するサイバーセキュリティ研修、また官民合同によるインシデント訓練を実施するなど、県全体のサイバー犯罪対処能力の向上を図ってまいりたいと思います。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありますか。

○凶師委員 5ページの(5)の丸の4つ目、闇サイトから入手したカード情報を不正に利用した案件でも検挙されているのですが、警察には、闇サイトの存在が確認できたら、逐次サイトを閉鎖していくような強制的な権限はないのでしょうか。

○三原生活安全部長 秘匿性の高いブラウザを介さないと見ることができない闇サイトが存在します。警察では、サイバー犯罪対策課を中心にサイバーパトロールを実施しており、有害なサイトを見つけた場合には、本庁に報告いたしまして、本庁から管理者に対し削除依頼を行う仕組みになっております。

○凶師委員 ケース・バイ・ケースだと思うのですが、例えば、闇サイトにクレジットカードの情報を入力される方は、サラ金や闇金に手を出されるような方とかで、そのような方々がアクセスできるようなサイトになっていたのでしょうか。

○三原生活安全部長 闇サイトに自分のパスワードを——そういう方は自分のパスワードなど

を売るわけですね。パスワードを売ってお金をせしめたり、借金を免除してもらおうとか、そういうやり取りをしているのが闇サイトです。

先ほど私が説明いたしましたのは、善良な方のところにメールが送りつけられてきて、そのメールに記載のURLをクリックしたら、例えば、ある金融機関の本物そっくりのホームページが立ち上がり、IDとパスワードを入力くださいというようなメッセージが表示され、誘導されてパスワードなどが盗み取られてしまうというものでございます。

**○凶師委員** 我々が想像できる範囲を超えた手口で詐欺行為が行われているんだなと思いますし、またそれをパトロールされる警察には、より専門性の高い能力が問われる時代になっているんだなと思います。知らない間に財産が搾取されることは本当に怖いことですので、それを未然に防ぐ対策課の今後の働きには大いに期待しています。

**○日高委員** コロナでデジタル社会が本当に進んでいます。例えば、北京オリンピックでは、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策に10数億円かけているとかいう話もあります。どんどんいろんな技術が発展しているので、最先端のサイバーセキュリティやIoTを活用できる人材が必要だと思うんですけども、人材の育成はしっかりされているのでしょうか。

**○三原生活安全部長** 取り締まる側の能力を高めることは重要でございます。

多くの警察職員が相談窓口で対応することになりますので、相談に対し適切に対応できるよう、サイバー捜査検定を実施しております。検定は、初級・中級・上級があるんですけども、職員のほとんどが中級ぐらいまでは合格しています。

そのほか、エキスパート制度というものがあリまして、これは県下のITにたけた警察官を指定いたしまして、DVD講座を利用して国家試験合格を目指す、高いレベルの教養を身につける取組でございます。

また、サイバー犯罪専門の捜査官を平成31年に1名採用したほか、令和3年から採用枠に情報工学枠というのを設けました。合格者については、一般の警察官と一緒に警察学校で教育を受け、卒業後は、サイバー犯罪関連の部署だけではないんですけども、できればサイバー犯罪関連の部署に配置するなどし、県警全体のサイバー能力を底上げしているところでございます。

**○日高委員** ありがとうございます。いろいろ取り組まれているんだなと思いました。

先日、近畿大学に行かせていただきまして、今年から情報学部にサイバーセキュリティコースができて、学生と大阪府警が連携しながら取り組んでいらっしゃるという話をお聞きしました。そういう取組はすごく大事なのかなと感じたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。よろしくお祈いします。

**○田口委員** 5ページに県内のサイバー犯罪検挙件数が出ておりますが、これは県内の犯人を検挙した数なのでしょうか。

今回の一般質問でこの件に関して質問しましたが、徳島県の病院はロシアから攻撃されていますので、海外からの攻撃もあるわけです。令和3年に53件検挙していますけれども、これは県内の集団なのか、海外の集団とかも含まれているのか、単独でやっているのかが分かりませんので、その内訳を教えてください。

**○三原生活安全部長** 検挙の内訳でございますが、令和3年の検挙件数53件のうち39件が、先

ほど説明いたしましたネットワーク利用の犯罪で、例えば、SMSやメールを使った詐欺や恐喝などの犯罪です。残りの14件は、不正アクセス禁止法に触れる電子計算機に特化した犯罪ですが、それが県外の集団かどうかというのは——集団での犯罪は宮崎県では1件もございません。

サイバー犯罪はウェブ上でのやり取りになりますので、例えば、被疑者が県外にいても、被害者が宮崎県にお住まいの方で本県警察に被害届の提出があれば、本県警察が捜査し、県外の犯人を捕まえるといった感じになります。国外のサイバー集団の犯罪というのは、今のところ検挙には至っておりません。

**○田口委員** 先ほど、サイバー犯罪による被害の中で、宮崎市社会福祉協議会がサイバー攻撃を受けたという話がありました。詳しくは言えないということですが、これも徳島県の病院の件と同じで、海外からの攻撃なのかどうかは分かるんですか。

**○三原生活安全部長** 今、それを解析しているところでございますが、ランサムウェアによるサイバー攻撃をするのは、これまでの事例を踏まえると国外の可能性もあります。発信元IPアドレスなどから攻撃してきた集団が国外か、国内かを調べ、最終的に被疑者を特定するような捜査を進めているところでございます。

**○田口委員** それと、6ページの教育機関との連携について、小学生や中学生、高校生を対象にした防犯講話を合計17回行い、2,011人にいろいろセキュリティについてのお話をしたということですが、私にも年中、宅急便がどうのこうのとか、1,000万円当たりましたよとかいうメールが届きますが、開封せずに全部削除しています。

ただ、最初の頃はよく分からなくてメールを開いたら、「エルメスのバッグ130万円、お買い上げありがとうございます」と出てきまして、当時、私は文教警察企業常任委員だったかな、警察の担当者に「こんなのが来たらどうするの」と相談すると、「無視してください」と言われたので、無視していたんですけども、そういうのに引っかからないようにということで一番——今でもいくら削除しても年中メールが届きますが。そういうのに気をつけなさいというようなお話を小中学生とかにしているんでしょうか。

**○三原生活安全部長** そのとおりでございます。

ただ、もう一つ、小中高生に対しては、そういうメールが性犯罪とかにもつながりますので、そのあたりにも気をつけるようにということと、安易な書き込みは人を傷つけて、ひいては犯罪につながるということも教育しているところでございます。また、サイバーセキュリティカレッジは、小学生、中学生、高校生、大人などの参加対象者によって講話の内容を変えております。

**○井本委員** サイバー犯罪の場合、実行の着手はどのあたりになるわけですか。

**○三原生活安全部長** 実行の着手は、犯罪によって異なります。ネットワークを利用した詐欺であれば、どの時点で犯意を持ったのか、詐欺を働こうと思ってメールをつくったとか、文面をつくった、誰へ送ったとかいうところもあるので、捜査してみないと実行の着手がどこにあるかは分かりません。例えば、不正アクセス禁止法とかの犯罪であれば、実際に相手のパソコンにアクセスした時点で着手ということになります。

**○井本委員** 場合によって違うということ、犯罪

をするほうは、自分の人権が侵されるわけですから、どの辺が実行の着手かというのは、判例が何かで類型化されているわけですか。

**○三原生活安全部長** ここが着手だというのは判例でも出ておりますし、条文にも「してはならない」となっておりますので、犯罪によってどこか着手かというのは変わってきますが、どこが着手になるかということをも十分理解した上で捜査しています。

**○井本委員** それはそうでしょうけれどね。

**○山本警察本部長** 少し補足させていただきますと、例えば、お話に出ましたランサムウェアの関係ですと、ウイルスに感染させて、データを暗号化して使えないようにし、業務を妨害するのが第1段階。第2段階は、データを盗み取り、そのデータに設定した暗号を解くよというところでお金を要求する。盗み取ったデータをダークウェブ上に公開するぞと脅す。このような二重恐喝みたいな手口はダブルエクストーションと呼ばれるのですが、そういった二重恐喝を行う。いろんな段階で実行の着手が捉えられます。

例えば、先ほどのクレジットカードのお話ですと、宅配便のサイトを装いカード番号とカードの後ろに書いてある3桁のセキュリティーコードを入力させる。そして、別のサイトで、不正入手したカード番号とセキュリティーコードを使って何かを購入する。そうしたら、購入の時点でまた着手が生じる。そういった様々な体系に応じて我々是对応しているところであります。

また、先ほど凶師委員からダークウェブの御指摘をいただきましたが、ダークウェブを悪用した犯罪に対しては、パトロール等による捜査をしているところであります。ダークウェブは、

情報統制が大変厳しい国において、自分たちの自由意思を働かせるために、要は情報統制されてしまうので、それでダークウェブを使っています。T o rとか、実際そういうようなところがございまして、そういうものが悪用されることについて、我々はしっかり対応しています。

**○井本委員** 可能性があるだけでは捜査はできないんだろうけれども、もしかするとこれは危ないなというものは分かるわけでしょうから、その辺は探るといえるか、捜査は当然やるんでしょうね。被害届が出てから動くわけですか。

**○三原生活安全部長** 新たな手口がどんどん生まれてきますので、そうしたら警察庁から各県の事例ということで、こういう手口がはやり出したという情報が流れてきます。そういった情報をいち早くM i C Sに共有し、連携している企業や県民の皆様へ情報を提供する。要は自分で注意していただくのが一番の防犯だと思っておりますので、タイムリーに情報伝達を図っているところでございます。

**○井本委員** 分かりました。

**○三原生活安全部長** 先ほど、田口委員から検挙数の県内外の内訳を聞かれましたが、国内外のことを言ってしまいました。今は手元に資料がございませんので、その被疑者が県内の者か、県外の者かというのは回答できませんが、先ほど言ったように、被害者がどこに住んでいるかというところで被害届を受理しまして、被疑者が県内の者であろうと県外の者であろうと検挙します。サイバー犯罪はウェブ上で行われるため、宮崎県とか、宮城県とか、被害が全国に及ぶ可能性が非常に高く、そういった場合には、関係する県で合同捜査を行います。

**○河野委員長** ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、その他で何かございませんか。

ないようですので、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

---

午前11時5分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○井手企業局長 説明に先立ちまして、一言お礼を申し上げたいと存じます。11月12日に小林市野尻町で開催いたしました緑のダム造成事業植樹祭につきまして、河野委員長におかれましては、御多忙にもかかわらず御臨席を賜りまして、誠にありがとうございました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

それでは、本日御審議いただく事項につきまして、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

本日は、提出議案3件、その他報告事項3件の計6件につきまして御説明させていただきます。

まず、提出議案につきましては、議案第24号「令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第3号）」、議案第25号「令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第2号）」、議案第26号「令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）」の3件で、人事委員会勧告に準じた給料表の改定等に伴う職員の給与費の増額や県土整備

部が実施します多目的ダム改良工事の企業局負担分である共同施設負担金の増額を行うものがあります。

次に、その他報告事項でございますが、1件目は令和4年度各事業の上半期の状況につきまして、2件目は緑のダム造成事業植樹祭、最後に3件目としまして、渡川発電所大規模改良事業の完了時期等につきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては、関係課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○河野委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○齊藤総務課長 お手元の文教警察企業常任委員会資料により御説明いたします。

資料の4ページをお開きください。

議案第24号「令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第3号）」であります。

1の補正の理由であります。

まず（1）につきまして、人事委員会勧告に準じた給料表の改定等に伴う職員の給与費の増額をお願いするものであります。

次に、（2）につきまして、国の令和4年度第2次補正予算を受け、県土整備部において、多目的ダム改良工事の増額補正を行うこととしておりますことから、企業局において、その費用の一部を負担している共同施設負担金を増額するものであります。

2の補正額であります。

収益的収入及び支出につきまして、表の太枠の補正予定額の欄を御覧ください。

補正予定額は事業費523万1,000円で、全額が1の補正の理由（1）で御説明しました給料表

の改定等に伴うものでございます。

補正後の事業費の合計は、太枠の一番右の計の欄にありますとおり、51億1,505万2,000円となります。表の一番下にありますとおり、収支残は事業収益から事業費を引いたマイナス1億7,896万4,000円となりますが、決算時において欠損金が生じた場合には、これまで積み立ててきた剰余金で補填することとしております。

5ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の補正額につきまして、表の太枠の補正予定額の欄を御覧ください。

補正予定額は3億595万4,000円で、全額が1つ下の段の建設改良費であり、1の補正の理由(2)で御説明しました共同施設負担金の増に係るものであります。

この結果、電気事業の資本的支出の合計は、太枠の計にありますとおり、34億2,538万5,000円となります。表の一番下にありますとおり、収支残は資本的収入から資本的支出を引いた33億4,477万円の収支不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

資料の6ページをお開きください。

議案第25号「令和4年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第2号)」であります。

1の補正の理由にありますとおり、給料表の改定等に伴うもので、補正額は、表の太枠の補正予定額の欄にありますとおり、31万4,000円の増額をお願いするものであります。

この結果、工業用水道事業の事業費の合計は、右隣の計の欄の上から2段目のとおり、5億5,357万3,000円となります。表の一番下にありますとおり、収支残は事業収益から事業費を引いたマイナス1億8,734万8,000円となります

が、決算時において欠損金が生じた場合には、これまで積み立ててきた剰余金で補填することとしております。

資料の7ページを御覧ください。

議案第26号「令和4年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)」であります。

1の補正の理由につきましては、先ほど御説明した工業用水道事業と同様、全額が給料表の改定等に伴うもので、補正額は2の表の太枠の補正予定額の欄にありますとおり、2,000円の増額をお願いするものであります。

この結果、地域振興事業の事業費の合計は、右隣の計の欄の上から2段目のとおり、1,933万2,000円となります。

**○河野委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

議案について、質疑はありませんか。

**○徳重委員** 収支差額を剰余金で補填するというお話があったわけですが、電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の剰余金がどれだけあるのか、それぞれの総額を教えてください。

**○齊藤総務課長** 委員会資料の21ページをお開きください。

電気事業の貸借対照表になりますけれども、右側が負債の部、資本の部となっており、資本の部の中ほどに剰余金という項目がございます。剰余金は105億756万3,000円になります。

23ページをお開きください。

工業用水道事業の貸借対照表になりますけれども、資本の部の剰余金は11億1,896万4,000円になります。

25ページをお開きください。

地域振興事業の資本の部の剰余金は1,622万6,000円になっております。これらの剰余金で

補填していくことになると思います。

○徳重委員 まだまだ剰余金はあると説明があったところですが、これから一時はこういう形で改良工事を行っていかないといけない中で、剰余金で対応できるものなのか。企業局の収入はほとんど上がらないと想定したときに、何年後かには、不足が出てくるようなことは考えていらっしやらないのか。今年度も剰余金から補填していらっしやるわけですから、将来、剰余金がなくなるんじゃないかなという心配をしたところでは。

○齊藤総務課長 現在、九州電力と基本契約を結んでおりまして、令和7年度までは決められた額でやっていかないといけないということになりますので、市場価格よりも低い価格にはなるかとは思いますが、それでも、費用が賄えるように計画的に改修しているところがあります。

ただ、基本契約が終わった後につきましては、その在り方を検討しているところがございますので、経営が危なくなるとか、そういうことにならないようにきちんと方針を決めていくことになると思います。

○徳重委員 行き詰まることはないかと理解しているのかなと思うんです。ここ2、3年ということではなくて、10年後はどうなるのかなと心配するわけで、剰余金がなくなるおそれがないのであればいいかなとは思いますが。

○井手企業局長 これまで電力システム改革が進められてきた結果、電力料金の自由化という形に帰結している中で、従前のいわゆる総括原価方式といったやり方で原価を積み上げて、そこに将来の投資もひっくるめて利益を付加して電気料金を算定していた時代から、今は市場価格が入ってくるようになりました。

したがって、令和7年度までの契約が終わった以降、どういう売り方をするかというのは経営的に非常に悩ましいところですが、やりがいのあるところでもあると感じております。将来に向けて、投資を回収しつつ、利益を出して、県民福祉に貢献できるような電気料金になるように契約においても努力していきたいと考えております。

○河野委員長 ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○齊藤総務課長 その他報告事項につきまして御説明いたします。

資料の8ページをお開きください。

まず、電気事業の業務状況について御報告いたします。

(1)の事業の概況であります。

①の供給電力量の太枠の上半期計の欄を御覧ください。上半期の供給電力量の実績(B)は3億6,557万キロワットアワーで、目標に対する達成率は106.7%となっております。

次に、②の電力料金収入の太枠の上半期計の欄を御覧ください。電力料金収入の実績(B)は24億6,400万円余となっており、目標に対する達成率は103.5%となっております。

9ページを御覧ください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のAの収入の太枠の事業収益の欄を御覧ください。上半期収入済額(C)は26億6,400万円余で、上半期収入予定額(B)に対する収入率は103.6%となっております。

次に、イの支出の太枠の事業費の欄を御覧ください。事業費の上半期執行済額（C）は19億6,800万円余で、上半期執行予定額（B）に対する執行率は94.7%となっております。

このうち、営業費用の上から4番目の委託費の執行率が54.6%と低くなっておりませんが、これは、河川の流水観測業務において前金払いの請求がなかったことなどによるものであります。

また、その下にあります諸費についても、執行率が51.1%と低くなっておりませんが、これは、旅費などの執行が見込みを下回ったことなどによるものであります。

10ページをお開きください。

②の資本的収入及び支出であります。これは、固定資産などに係る収支を表すものであります。

まず、アの収入であります。工事負担金や貸付金返還金については、下半期に請求を行うこととしておりますことなどから、上半期の資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の太枠の欄を御覧ください。資本的支出の上半期執行済額（C）は4億6,500万円余となっており、上半期執行予定額（B）に対する執行率は76.0%となっております。

このうち、建設改良費の執行率が71.0%と低くなっておりませんが、これは、祝子発電所内高圧設備更新工事において、前金払いの請求がなかったことなどによるものであります。

11ページを御覧ください。

続きまして、工業用水道事業の業務状況であります。

まず、（1）の事業の概況であります。

①の給水状況の太枠の上半期計の欄を御覧ください。上半期の常時使用水量の実績（B）は946万立方メートルで、目標に対する達成率は99.4

%となっております。

次に、②の給水料金収入の太枠の上半期計の欄を御覧ください。給水料金収入の実績（B）は1億6,300万円余で、目標に対する達成率は99.3%となっております。

12ページをお開きください。

（2）の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の太枠の事業収益の欄を御覧ください。事業収益の上半期収入済額（C）は1億8,300万円余となっており、上半期収入予定額（B）に対する収入率は99.4%となっております。

次に、イの支出の太枠の欄を御覧ください。事業費の上半期執行済額（C）は1億2,200万円余となっており、上半期執行予定額（B）に対する執行率は87.9%となっております。

このうち、営業費用の上から4番目にあります委託費の執行率が60.1%と低くなっておりませんが、これは、亀崎川水管橋耐震診断業務において、前金払いの請求がなかったことなどによるものであります。

13ページを御覧ください。

②の資本的収入及び支出について、アの収入であります。今年度は資本的収入の予定はございません。

次に、イの支出の太枠の欄を御覧ください。資本的支出の上半期執行済額（C）は99万円余となっており、上半期執行予定額（B）に対する執行率は96.1%となっております。

14ページをお開きください。

地域振興事業の業務状況であります。

まず、（1）の事業の概況について、今年度の上半期は、台風第14号の冠水の影響により、①のゴルフコースの利用状況の太枠の上半期計の欄にありますとおり、利用者数の実績（B）は、

平日・休日の合計で1万2,593人で、目標に対する達成率は94.0%となっております。

次に、②の施設利用料収入ですが、太枠で囲んでおります施設利用料収入にありますとおり、指定管理者からの納付金の上半期分896万円余を受け入れております。

15ページを御覧ください。

(2)の経理の状況について、①の収益的収入及び支出のアの収入の太枠の事業収益の欄を御覧ください。上半期収入済額(C)は1,000万円余となっており、上半期収入予定額(B)に対する収入率は100%となっております。

次に、イの支出の太枠の事業費の欄を御覧ください。事業費の上半期執行済額(C)は934万円余となっており、上半期執行予定額(B)に対する執行率は98.1%となっております。

16ページをお開きください。

②の資本的収入及び支出について、アの収入であります。今年度は資本的収入の予定はございません。

次に、イの支出の太枠の資本的支出の欄を御覧ください。資本的支出の上半期執行済額(C)はございません。

建設改良費の上半期執行予定額(B)は、全額がバンカーならし機の購入に係るものであり、既に契約は行っておりますが、納期が下半期となっているため、上半期執行予定額に対する執行率がゼロ%となったところであります。

以上が、企業局が実施しております3つの事業の業務状況となります。

なお、参考としまして、先ほども御覧いただきましたけれども、19ページ以降に各事業ごとの上半期の損益計算書と貸借対照表を添付させていただきます。

続きまして、緑のダム造成事業植樹祭につい

て御報告いたします。

資料の17ページを御覧ください。

1の趣旨にありますとおり、企業局では、水力発電を行っているダム上流域の未植栽地を水源涵養機能の高い森林として整備することにより、安定的な電力の供給と森林環境の保全を図る緑のダム造成事業を実施しております。

この事業の一環として、山林の果たす役割や局事業への理解を深めていただくことを目的に、植樹祭を平成18年度から開催しておりましたが、近年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催ができておりませんので、3年ぶりの開催となっております。

2の開催日等ではありますが、本年度は11月12日に小林市野尻町東麓で開催いたしました。

3の参加者ではありますが、事業のより一層の周知を図るため、参加者を県内公募しました結果、一般参加者80名を含め、111名の方々に参加いただいております。

4の内容でございますが、当日は、参加者全員での山桜やクヌギなどの植樹を行った後、丸太切り体験等の自然に親しむ体験イベント、午後からは岩瀬ダム、岩瀬川発電所の見学等を行ったところであります。

参加者の皆様からは、親子での植樹や発電所見学などについて「勉強になった」、「貴重な体験ができた」などの感想をいただき、山林の果たす役割や局事業への理解が深まったものと考えております。

**○宮田工務管理課長** 続きまして、渡川発電所大規模改良事業について御報告いたします。

資料の18ページをお開きください。

まず、1の事業の概要であります。

運転開始から60年以上が経過した渡川発電所は、設備の老朽化に伴い、水車発電機等の大規

模な改良事業を実施しております。

事業を実施するに当たっては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFITを活用し、収益の確保を図ることとしております。

2台ある水車発電機のうち、1号機については、機器の据付けを完了し、昨年12月に運転を開始しております。2号機については、現在、機器の据付けを行っております。

中ほどの表を御覧ください。

事業期間は、平成27年度から令和4年度までとして進めております。

改良範囲につきましては、下の事業概要図を御覧ください。左側にダム、真ん中に発電所がありまして、発電設備のうち、水車、発電機、屋外変電設備など、黄色で示す部分を更新、水圧鉄管や建屋など、青色で示す部分を補修することとしております。

表に戻りまして、事業費は約45億円です。

その他ですが、事業完了後は、FITにより1キロワットアワー当たり14円で20年間売電する予定となっております。

次に、2の事業完了時期についてであります。

当初は、事業完了を令和5年3月としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和5年10月になる見込みであります。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

○井本委員 我々はこの前、福岡県の企業局を見学してきました。一般会計への繰入れは全くやっていないということで、それでは何のためにやっているのという話をしました。もう下手すると将来、民間事業者か何かに引き渡さないといけないかもしれないみたいなことを言って

おりました。その点、宮崎県の企業局はなかなかうまくいっているんだなど、客観的に見てそんな感じがしたわけでありすけれども、全国の中でも宮崎県の企業局はうまくいっているほうだと自負しておりますか。

○小野経営企画室長 ありがとうございます。宮崎県企業局は3つの事業を行っているんですけれども、電気事業で申しますと、全国公営電気事業、福岡県も含めまして今は24団体ありまして、水力発電の出力規模は上から3番目の規模でありますし、先人たちが築いてこられた技術やノウハウ、これを我々も最大限活用しまして一生懸命日々努力している、そのたまものではないかなと感じているところでございます。

○河野委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

---

午後0時58分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○黒木教育長 教育委員会でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、3ページの目次を御覧ください。

今回御審議いただきます議案は、議案第1号

「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」、議案第8号「市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第16号「公の施設の指定管理者の指定について」、議案第23号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」、議案第29号「市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」の5つであります。

次に、その他報告事項といたしまして、次期「宮崎県教育振興基本計画」(骨子案)について、第77回国民体育大会の結果についての2件を御報告させていただきます。

それでは、予算議案について御説明いたします。

常任委員会資料4ページを御覧ください。

初めに、議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)」、議案第23号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)」についてであります。

表に太線で囲んでありますところが3か所ございますが、その一番上の一般会計の合計の欄の右から2番目を御覧ください。今回、7億5,280万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、その右側の5ページを御覧ください。

債務負担行為(追加)についてであります。表にありますとおり、新宮崎県体育館の指定管理契約のため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。この件につきましては、議案第16号と関連いたしますので、後ほど、担当課長が御説明申し上げます。

私からの説明は以上であります。その他の項目につきまして、引き続き、関係課長等が説明いたしますので、御審議のほど、よろしく御願いいたします。

○河野委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○加塩財務福利課長 資料の6ページを御覧ください。

県立学校及び社会教育施設等における電気料等の補正であります。

まず、今回の補正の経緯につきまして説明させていただきます。

県の電力契約は毎年10月から翌年の9月までの1年契約となっておりますが、今般の燃料市況の高騰の影響によりまして、今年の電力入札におきましては、全ての県立学校等におきまして入札が不調となったため、九州電力が新たに設定した市場連動型プランで随意契約することとなりました。

この契約は、従前の契約より基本料が1.1倍となるほか、使用料単価が市場価格に連動して大幅に変動するものでありまして、10月からの下半期の電力料金の不足が見込まれるため、今回、増額補正をお願いするものでございます。

1の事業の目的・背景でございますが、物価高騰への対応といたしまして、県立学校及び社会教育施設等におきまして不足が見込まれる電気料等を増額補正し、学校教育及び社会教育活動が円滑に行われるようにするものであります。

2の事業の概要でございますが、(1)の予算額は2億5,550万4,000円でございます。各所管課ごとの内訳につきましては、そこに書いてあるとおりでございます。

2の財源、それから3の事業期間につきましても、そこに記載のあるとおりでございます。

(4)の事業内容でございますが、県立学校と、図書館、美術館、総合博物館、西都原考古

博物館、埋蔵文化財センターの社会教育施設等になりますが、これらの施設の電気料等の不足額について増額補正を行うものでございます。

最後の3の事業効果であります。必要な電気料等の予算額を確保することによりまして、施設の適正な維持管理の継続と学校教育及び社会教育活動の円滑な実施を図ることができると考えております。

**○中別府教職員課長** 委員会資料の8ページを御覧ください。

議案第8号「市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

本条例は、市町村立学校職員を対象とした条例の改正となります。

まず、改正の理由ですけれども、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を令和5年4月から段階的に65歳に引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正の主な内容5項目について説明いたします。

まず、(1)の定年年齢につきましては、資料9ページの参考の表を御覧ください。そこにお示ししたとおり、令和5年度から2年に1歳ずつ定年を引き上げ、令和13年度に65歳といたします。具体的に説明しますと、表の上から2段目、定年年齢の欄のとおりとなります。令和5年、令和6年は、定年年齢は61歳、令和7年、令和8年は62歳と、そのように表を確認いただければと思います。

次に、(2)につきましては、いわゆる役職定年制と言われるものになります。これは、管理監督職に就いている職員を管理監督職以外の職に降任または転任をさせる制度であり、定年が延長される中でも、組織の新陳代謝を確保し、

組織活力を維持するために導入いたします。

役職定年の対象となる職は、管理職手当支給対象となる職である校長、副校長、教頭、そして、管理職に準ずる職として主幹教諭、指導教諭、6級事務主幹とし、役職定年の年齢は60歳といたします。

また、役職定年制の特例として、公務運営に著しい支障がある場合や欠員補充が困難な場合などに、60歳に達した職員を引き続き管理監督職として勤務させることができるものとします。

次に、(3)につきましては、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を短時間勤務職員として選考により採用することができるものとします。

次に、(4)につきましては、定年年齢の段階的な引上げ期間中は、現行と同様に再任用ができるよう、暫定再任用制度を規定します。

次に、(5)につきましては、60歳を迎える職員に対して、60歳以後に適用される任用、給与、退職手当等に関する情報提供及び意思確認を行います。

その他、上記改正に伴う関係規定の改正を行います。

また、改正等を要する条例につきましては、3の記載のとおりとなります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日とします。

**○押川スポーツ振興課長** 委員会資料の10ページを御覧ください。

議案第16号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

1の施設の概要ですが、延岡市に現在整備中の新宮崎県体育館でありまして、スケジュールは(2)に記載のとおりであります。

なお、来年度供用を開始する予定であります

ことから、本施設の指定管理者制度の導入は今回が初めてとなります。

2の指定管理候補者ですが、指定管理候補者選定のためのルールに沿って手続を進め、記載のとおり、新宮崎県体育館スポーツ振興グループが指定管理候補者として選定されました。この団体は、公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会を代表とし、公益財団法人宮崎県スポーツ協会、株式会社ジェイレック、一般社団法人延岡市スポーツ協会の4者で構成される団体であります。

なお、宮崎県スポーツ施設協会と宮崎県スポーツ協会は、現在、県総合運動公園や県体育館等の指定管理を行っております。

3の指定期間ではありますが、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

4の選定概要ではありますが、(1)の応募の状況にありますように、令和4年7月7日から9月8日までの約2か月間にわたり募集を行い、新宮崎県体育館スポーツ振興グループと株式会社文化コーポレーションの2団体から応募がありました。

続きまして、11ページを御覧ください。

(2)指定管理候補者の審査方法ではありますが、審査の流れにつきましては、①のとおり、まず、書類審査を行った後、②にありますように、学識者等の5名の外部委員で構成される指定管理候補者選定委員会を設置し、募集要領や選定方法につきまして協議を行うとともに、選定に係る審査を行いました。そして、選定委員会後に、③にありますように、教育長を議長とした指定管理候補者選定会議におきまして、選定委員会の審査結果と施設所管課でありますスポーツ振興課の評価を照らし合わせ、結果が相

違わないことを確認し、最終的な候補者を選定したところであります。

なお、選定基準等は④に記載のとおりで、住民の平等な利用が確保されているか、また、公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画となっているかなどの視点から審査を行ったところであります。

続きまして、12ページを御覧ください。

中ほど、(3)審査及び選定理由であります、①にありますように、選定委員会における審査結果につきましては、1位が新宮崎県体育館スポーツ振興グループで、5名の委員の合計点が424.5点となり、最低基準点であります300点以上でありました。

また、②にありますように、選定会議におきましても1位が新宮崎県体育館スポーツ振興グループとなり、選定委員会の審査結果と相違ないと確認を行いました。なお、84.5点は、最低基準点であります60点以上でございました。

選定の理由ではありますが、③のアに記載しておりますとおり、選定委員会及び選定会議の結果、最低基準点を満たすとともに、申請者中、最高得点であること、また、イに記載しておりますが、県が示しました管理基準を十分に理解しており、住民の平等な利用の確保や宮崎国スポ等の大規模大会の開催が可能であること、次のページのウに記載しておりますが、施設管理業務の実績を十分に有しており、事業計画の実現可能性が高く、競技団体等との連携なども期待できるなど、施設の管理運営を着実に実施できる能力を有していると認められることなどが挙げられます。

最後に、5の新宮崎県体育館スポーツ振興グループからの提案内容についてであります、

(1)の指定管理料の表にありますとおり、指

定管理者の提案額は、表の一番右側の欄のとおり、5年間で2億9,836万7,000円となっております。この額は、議案第1号で追加をお願いしております債務負担行為の額と同額となります。

(2)は収支計画であります。

また、(3)は、県民サービスの向上に関する提案でありまして、記載にありますような取組を通じ、施設利用者の利便性向上を図ることとされております。

○中尾教育政策課長 資料の4ページをお開きください。

議案第23号につきまして御説明いたします。

表の右から4列目の補正額議案第23号給与改定の欄を御覧ください。

今回追加提案されました条例に基づきまして、職員等の給与が改定されることに伴います人件費の補正であります。具体的には、給料の月例給の引上げ分の年間所要額及び勤勉手当0.05月の引上げ相当分等を盛り込んだものでございます。この結果、教育委員会の補正額は、一番上の教育政策課が1,095万円、これは教育委員会事務局職員の人件費であります。5つ下にあります教職員課が4億2,634万6,000円、これは県立及び市町村立学校職員の人件費であります。その結果、合計で4億3,729万6,000円の増額となっております。

○高橋高校教育課長 歳出予算説明資料の281ページをお願いいたします。

高校教育課の補正予算額は、左側2つ目の欄でございますが、6,000万円の増額をお願いしております。

その内容ですが、283ページを御覧ください。

左側の会計科目事項の上から5段目、(事項)産業教育振興費の1、宮崎海洋高等学校進洋丸

代船建造事業につきまして、今回、6,000万円を計上しております。詳細につきまして、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料に戻っていただきまして、14ページ、15ページをお開きください。

宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業に係る補正についてであります。

宮崎海洋高等学校の実習船「進洋丸」の建造事業につきましては、令和2年度に設計・入札を実施、令和3年6月議会にて工事請負契約の御承認をいただき、現在、令和4年度末の完成に向けて建造工事を進めているところであります。

1の事業の目的・背景ですが、現在の進洋丸は建造から16年以上が経過し、経年劣化が進んでいることから、その代船として国際条約基準に準拠した実習船の建造を進めてまいりましたが、今般の円安やウクライナ情勢等が造船業界にも響いており、契約当初の想定と比べ、資材が著しく高騰しており、事業費の増額が必要となったために補正をお願いするものであります。

2の事業の概要ですが、(1)予算額は、代船建造費のうち、本年度の資材納入に係る増額分6,000万円であります。

(2)財源等については、記載のとおりです。

3の事業効果ですが、代船の確実な建造により、4級海技士養成施設としての指定を継続させ、専門性の高い海洋人材を育成するとともに、県民の船として幅広い利活用を図ってまいります。

15ページにつきましては、建造工事の進捗の状況でございます。当初の計画より若干の遅れはございますが、先週の土曜日、11月26日に進水式を迎え、今年度末の完成を目指し、工事は確実に進んでおります。現在、船内の艤装工事

等を進め、今後、検査や試運転を経て、3月24日に宮崎に到着し、4月に竣工式を開催する予定となっております。今後、実習船としての活用はもちろんのこと、様々な海洋教育の実践の場として活用してまいります。

○中別府教職員課長 委員会資料の16ページを御覧ください。

議案第29号「市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

まず、1の改正理由についてであります。令和4年の人事委員会勧告を踏まえ、令和4年4月の公民格差に基づく市町村立学校職員の給与を改定するとともに、地方公務員法の一部改正を踏まえ、令和5年4月1日より職員の定年が引き上げられることに伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いについて定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の主な内容についてでありますけれども、(1)の給料表につきましては、市町村立学校職員のうち、教育職員の給料表を人事委員会勧告どおり平均で0.24%引き上げる改定を行っております。

(2)の定年延長関係の改正としましては、60歳を超える職員の給料月額を当分の間、60歳前の7割水準とすることとしております。また、定年引上げに伴い設置される定年前再任用短時間勤務職員について、基準給料月額を定めます。

次に、3の施行期日についてでありますけれども、令和5年4月1日から施行することとします。

なお、人事委員会勧告を踏まえた給与改定に係る規定につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用することとして

おります。

最後に、資料にはございませんけれども、県立学校職員につきましては、知事部局所管の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例におきまして、所要の改正が行われる予定となっております。

○河野委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○函師委員 まず、電気料等の補正の件ですが、結局、九州電力と随意契約をすることになったようなんですけれども、応札状況を教えてください。

○加塩財務福利課長 全て不調に終わりました。

○函師委員 何社から応札があったのか教えてください。

○加塩財務福利課長 九州電力が応札されなかったもので、全部不調に終わっております。

○函師委員 九州電力は応札されなかったということですが、今、電力自由化が進んでおりますが、ほかの企業からの応札は一切なかったということでしょうか。

○加塩財務福利課長 \*応札は2、3社からございましたけれども、金額が高くて不調になりました。

○函師委員 分かりました。やむを得ないですね。

そうしたら、もう一つ、宮崎海洋高校の実習船の件なんですけれども、資材高騰の関係で増額になっているのですが、これは宮崎カーフェリーの新船の関係のときにも質疑が出たんですが、現在の実習船の売却益や売却先などは公開できるものなのでしょうか。

○高橋高校教育課長 現船につきましては、ま

※27ページに訂正発言あり

だ使用中でございますので、来年の1月から2月にかけて入札にかけると伺っております。

○**図師委員** 売却が実現すれば、今度は収入として補正なりが上がってくるということでしょうか。

○**加塩財務福利課長** 現船の入札につきましては、高校教育課長は来年の1月から2月にかけて入札を行うと言いましたけれども、今月入札することとしております。一定の評価をいただきまして、それを予定価格として入札することとさせていただきます。

それから、歳入につきましては、財産の売払い収入として2月補正で歳入として上げることとなります。

○**図師委員** 分かりました。

○**徳重委員** 8ページの特例任用についてお尋ねします。特例任用は、60歳になった管理職の先生方を対象に、欠員補充が困難な場合に適用できるということですが、どういう職種の先生方を想定されているのか教えてください。

○**中別府教職員課長** 特例任用の対象につきましては、今後、人事委員会と協議をした上で、規定・規則を制定することになっております。今のところ、対象は校長を考えています。

○**徳重委員** 校長先生を考えていらっしゃるということですが、どれくらいの数になるのか分かれば教えてください。

○**中別府教職員課長** 今回の条例改正が可決されましたら、今後、特例任用についての具体的な採用人数や選考の在り方等についての協議をしていくことになっております。

○**徳重委員** 60歳といたら、今の時代、十分仕事ができると、能力を発揮できると理解するわけですが、かなりの先生方がまだやりたいと言われるんじゃないかと思うんだけど、そ

んなことはないんですか。

○**中別府教職員課長** まず、今回の条例改正に当たり、実態調査を行っております。定年までの働き方について、1,061名の方に調査をかけて793名の方に回答してもらったんですけども、定年引上げによって通常勤務、いわゆるそのまま延長して勤務したいという方が62.8%、60歳で退職したいと考えている方が25%、あとは定年前再任用短時間で勤務したいと考えている方が12.2%という結果が出ております。

特に校長先生方等についての意向について調べたところ、60歳で退職を希望している方が250名中61名、定年引上げによって通常勤務、役を降ろして続けたいという方が152名、あとは定年前再任用短時間勤務を希望している方が37名ということで、通常勤務をしていきたいという方が一番多いということになります。

○**徳重委員** 多くの方が60歳を超えても勤めたいということですが、ここにありますように、校長としてそのまま継続される場合は、給料は下がらないと理解していいんですか。それとも、規定どおりに下げられるということですか。

○**中別府教職員課長** 給料につきましては7割支給ということになります。

○**徳重委員** 分かりました。

○**井本委員** 延岡市の新宮崎県体育館の件ですが、このやり方が何か釈然としないというか、株式会社ジェイレックとは、どんな企業なんですか。

○**押川スポーツ振興課長** 株式会社ジェイレックにつきましては、本社は東京にございます。

なお、延岡市内の体育施設19施設の指定管理を既に行っておりまして、主に指定管理等を行っている企業でございます。

○**井本委員** この頃、こういう連合体を組むや

り方がはやっているけれども、果たして意思統一がうまくできるのかなと思っています。会社経営なんかも今までずっと1社でやってきたわけだから、むしろ一つの企業で運営したほうがうまくいくんじゃないのかなと素人考えでは思うんだけど、その辺はどうなんだろうね。

**○押川スポーツ振興課長** 県総合運動公園及び県体育館等につきましては、県スポーツ施設協会と県スポーツ協会の連合体で指定管理をいただいています、円滑に業務等を進めていただいております。

さらに、今回、延岡市民体育館の機能も新体育館に移行するということがありますので、延岡市内の施設等を指定管理している企業、また、団体等が共に組むことによって利用者の利便性はさらに上がるのではないかと考えておりますし、延岡市からも大変ありがたいと伺っているところであります。

**○井本委員** そういう可能性が高いというか、そう思いますという話ですよ。連合体で指定管理を行うことがはやっているけれども、手を挙げてきたのは文化コーポレーションだけだったんですね。本当に彼ら以外に手を挙げるところはなかったんですかね。

**○押川スポーツ振興課長** 申請があったのは、この2団体になります。

**○井本委員** もう一ついいですか。13ページの5に新宮崎県体育館スポーツ振興グループからの提案内容とありますが、普通、入札の場合には、入札する側に金額を提示させて、そして、提示金額が安いほうに決定する、いわゆる自動落札方式では金額だけで決定します。

今回は、総合評価落札方式みたいなことをやっているわけけれども、文化コーポレーションも同じような提案を出してきたんですか。

**○押川スポーツ振興課長** この表の一番下、基準価格につきましては、県が提示している金額でございます。それと同等の金額をこの新宮崎県体育館スポーツ振興グループは提示してきたということでございます。文化コーポレーションは、5年間で約400万円低い指定管理料を提案されております。

**○井本委員** 提案額はどのように読めばいいんですか。県が基準価格を示し、向こうが提案額を提示したんですか。

**○押川スポーツ振興課長** 今回の指定管理につきましては、利用料金制度で指定管理の公募をかけております。そうしたときに、どうしても利用料金収入の実績がまだないということで見込みづらいということ、また、今の物価高騰等で今後の管理運営がどうなるか分からないというところあたりから、新宮崎県体育館スポーツ振興グループは基準価格と同等の金額を提案されてきたのではないかなと考えております。それに対して、文化コーポレーションは県が示した基準価格による5年間の指定管理料よりも約400万円低い形で提案されております。

**○井本委員** 提案額と基準価格は同額に見えますが、どこが400万円になっているんですか。

**○押川スポーツ振興課長** この表の中には文化コーポレーションの提案額は入っておりません。

**○井本委員** いや、文化コーポレーションじゃなくて、これは新宮崎県体育館スポーツ振興グループからの提案額でしょう。文化コーポレーションは約400万円低かったという話ですか。要するに、文化コーポレーションよりも約400万円高い新宮崎県体育館スポーツ振興グループを選んだということですね。

**○押川スポーツ振興課長** 文化コーポレーションは、県が示した5年間の指定管理料2億9,800

万円余よりも約400万円低い提案額でしたが、選定委員の方々の評価は、そこまで大きな差は出なかったという状況でございます。

○井本委員 もう一ついいですか。11ページの選定基準・審査項目・配点を見ると、配点が20、30、10とばらばらになっているけれども、これはどうしてこんなふうになるのかなと思つて。重要度に応じてやるんでしょうけれども、点数の配分は誰が、どんな考え方で決めているんでしょうか。

○押川スポーツ振興課長 県でひな形をつくっておりますので、そのひな形に準じて選定基準、審査項目配点等を行ったところであります。

○井本委員 県って、あなた方が県でしょう。自分たちの独自の考えはなかったわけだ。県土整備部あたりが持っているものをそのまま使ったということですか。

○押川スポーツ振興課長 そうであります。これまでの県総合運動公園の指定管理等につきましても同じ形で進めさせていただいているところです。

○加塩財務福利課長 先ほどの凶師委員からの電力入札の応札状況の御質問の件で、一点訂正をさせていただきます。応札は、新電力会社V-Powerという会社の1社のみでござまして、入札額が高額であるため、契約に至らなかったということでございます。

○河野委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いします。

○中尾教育政策課長 委員会資料の18ページを御覧ください。

次期「宮崎県教育振興基本計画」の骨子案について御報告いたします。

6月の常任委員会でスケジュールを報告しておりますが、現在、次期計画の策定に向けて事務局にて準備を進めているところでございます。本日は、計画の骨子案について報告させていただきます。

1の計画策定の背景にございまして、令和元年6月に策定いたしました現行計画の計画期間が令和4年度までとなっておりますことから、その成果等を検証した上で、令和5年度からの新たな計画を策定いたします。

次に、2の計画の性格であります。本計画は教育基本法に基づいて策定する計画であり、さらに、宮崎県総合計画の部門別計画として位置づけられているところであります。

続きまして、3の計画の構成であります。ここに示しておりますとおり、①から⑤の順番で構成を検討しているところでございます。

⑤の政策の展開につきまして、資料19ページ、計画の全体像を御覧ください。

本計画は、上の四角囲い中央にあります宮崎県教育基本方針を具現化するための計画でございまして、国の教育振興基本計画や県総合計画を参考に7つの基本目標と19の施策を設定したところであります。

右側に19の施策を示しておりますが、この19の施策のうち、特に重要なものを重点施策といたしまして、施策の進捗状況や課題等を踏まえ、毎年度設定することといたします。

資料20ページ、21ページの施策の体系を御覧ください。

先ほど申し上げました19の施策ごとにそれぞれ取り組む内容を数字の丸で示しております。

施策やその内容につきましては、現行計画で

の成果等を踏まえるとともに、現在策定中であります国の教育振興基本計画や県総合計画長期ビジョン、さらには懇話会での意見等を参考に作成したところであります。

資料18ページにお戻りください。

4の計画の期間につきましては、令和5年度から令和8年度までの4年間といたします。

最後に、5の今後のスケジュールであります。これから計画の素案を策定いたしまして、来年3月の常任委員会にて報告する予定としております。

**○岩切競技力向上推進室長** 委員会資料の22ページを御覧ください。

第77回国民体育大会の結果について御報告させていただきます。

1の総合成績では、男女総合成績であります天皇杯得点は834.5点となり、順位は3年前の茨城国体から9つ上げ、32位となっております。また、女子総合成績であります皇后杯得点は537.5点となり、順位は同じく3年前から11上げ、31位となっております。

2の成績の推移では、今大会の競技得点は434.5点で、平成26年の長崎国体以来8年ぶりに400点を超えております。

3の成年少年・男女別競技得点では、成年女子、少年男子、少年女子が前回大会より得点が増加しております。また、成年・少年では少年の得点が前回大会より増加しており、男子・女子ではどちらも前回大会より得点は増加となっております。

4の競技種目別では、入賞競技を団体競技と個人競技に分けて示しております。

(1) 団体競技では、弓道競技成年男子の近的優勝をはじめ、6競技8種別の入賞となっております。

(2) 個人競技では、表の一番上、陸上競技少年男子の3人目の共通走り高跳びの原口選手の優勝をはじめ、資料23ページの一番下に記載しておりますとおり、11競技52種目の入賞となっております。

競技別で見ますと、カヌーとボクシングが競技別総合得点でともに1位となり初の総合優勝、また、19年ぶりに競技得点を獲得しましたホッケー競技などで活躍が見られたことは大きな成果だったと考えております。

今後は、今回の結果を県スポーツ協会や学校体育連盟代表者等で構成されます強化専門委員会や競技団体とのヒアリングの中で成果と課題をしっかりと検証した上で、来年開催されます鹿児島国体や5年後に本県で開催されます第81回国民スポーツ大会での天皇杯獲得という目標に向け、関係機関と連携を図りながら、選手の育成・強化などにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○河野委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

**○函師委員** まず、20ページの次期「宮崎県教育振興基本計画」の施策の体系案について、基本目標1の施策3の①にいじめ及び不登校・高等学校中途退学等への対応の充実とありますが、これをベースに具体的な施策につなげていくかと思うのですが、今議会でも複数取り上げられておりましたけれども、不登校特例校やフリースクールなど、そういう居場所づくりに関してもう少し具体的な文言を使うことは検討されなかったのでしょうか。

**○北林人権同和教育課長** 現計画では、いじめ及び不登校・高等学校等中途退学の防止となっていたところ、今回の骨子案では、いじめ及び

不登校・高等学校中途退学等への対応ということで、「防止」から「対応」に文言を変更しました。これは不登校特例校やフリースクールなどの居場所づくり等のほか、ICTの活用等を盛り込むために文言を変えたところでもあります。

○**図師委員** 教育機会確保法には、フリースクールという文言が出ています。県内の増え続ける不登校の児童に対して、しっかりとした受皿をつくっていくというのも、振興基本計画の具体的な施策として出てくることを期待しております。

もう一つ、国体の件なんですけれども、大会が2回延期・中止になっている関係で順位が上昇してきていると捉えたいところではありますが、高校生の保護者や指導者から問合せがあって、競技力向上を図る上では、指導者をしっかり配置することやハード面の整備を進めていくことももちろん重要なんですが、生徒たちの食生活を含めた生活環境、例えば、普通科の校区撤廃も併せてですが、県内もしくは県外からスポーツをするために下宿し、寮から通っている子たちの割合がすごく増えているんです。ちなみに、私の地元の高鍋高校のラグビー部を調べましたら、半分近くが児湯郡外から来ています。県外からも多いです。その子たちに下宿の状況を聞くと非常に劣悪とのことでした。

今回、一般質問の機会がなかったので、2月定例会でこの話を取り上げようと思うのですが、下宿先はあるけれども、朝食が出ないと、飯炊きしてくれる寮母さんがいないというところが高鍋町内だけでも複数ありました。こういう状況が県下全域、どのスポーツに限らずですが、県営の寮もあります、民間のところもあるかと思うのですが、生活環境が整っているかどうかを一度調べられたらいいのではないかと思います

す。まずはそこが基本ではないのかと思いますが、何か情報があれば教えてください。

○**岩切競技力向上推進室長** いい指導者や切磋琢磨できるいいチーム環境を求めて、多くの生徒が下宿したり、JR等を使って遠距離の通学を行い、集まって練習しているということは把握しております。

御指摘のありました食事の面、けが等のケアの面、あとはメンタルの面については、競技力向上を図る上で全て重要な部分でありますので、指導者の講習会等において、栄養や体のケアなどについて取り上げてやっているとあります。特に競技力強化指定校の顧問の先生方等と丁寧に情報交換しながら、選手が持っているパフォーマンスをしっかりと発揮できるような環境について考えていきたいと思っております。

○**図師委員** 地元のことだけで申し訳ないのですが、高鍋高校ラグビー部の練習場は普通の砂地のグラウンドで、練習中のけがが多いので、人工芝を敷いてほしいという要望を質問等で取り上げてきました。結局、県教育委員会では対応ができないということでしたので、高鍋高校OBが中心となって1億円を目標に募金して、人工芝を整備してあげようと動いたのですが、コロナ禍もあり目標金額には全然届かず、3,000万円程度で頭打ちになってしまったものですから、人工芝は諦めて、ほかの整備の充実に使おうということになりました。

何が言いたいかといいますと、普通の砂地の上でラグビーの練習をすると、タックルやスライディングでけがをして破傷風になったりすることが実際にあったみたいです。高鍋町の中学校にはラグビースクールがあって、すごく優秀な選手が育つのですが、県外の県立佐賀工業高校、東福岡高校などの人工芝の高校にラグビー

留学をする生徒もいます。せっかく地元でいい選手が育っている、地元にはいいラグビーの高校もあるんだけど、けがが怖くてほかの県外の高校に行ってしまうという現状があります。

競技力強化指定校の看板を与えるのであれば、先ほど言った衣食住の環境を含めトータルの支援・整備をしていかないと、部分的な支援では競技力向上にはなかなかつながらないんですよというのが言いたかったところです。今後、また情報交換させていただきますのでよろしくお願いします。

**○岩切競技力向上推進室長** そのようなお声をいろんな方面から伺っているところでございます。全ての要望をかなえることはなかなか難しい面もありまして、現在は、日常の練習に必要な施設がない競技でありますとか、既存施設の規格が基準に満たしていない、また、既存施設の老朽化が非常に著しいところを中心に整備しているところでございます。今のような御意見は耳に届いておりますので、今後も丁寧に情報交換を行っていこうと思っております。

**○図師委員** 最後に、私、県のアーチェリー協会の会長もしております、アーチェリーに関しましては、延岡市に大変立派な練習場を造っていただきまして、そういう部分での支援をいただいていることには心から感謝しております。全てを完璧に網羅していくのは難しいかと思うのですが、2巡目国体に向けて、予算獲得に最大限頑張っていただきたいと思えます。

**○岩切競技力向上推進室長** アーチェリー場につきましては、昨年度、延岡星雲高校の敷地内に造ったところであります。先月開催された九州新人アーチェリー大会では、延岡星雲高校の生徒の中から男子個人の優勝者が出たということで、早速成果があったことに非常に感謝して

いるところでございます。全ての競技にしっかり支援が行き届くよう、また検討してまいります。

**○図師委員** よろしくお願ひします。

**○井本委員** 次期「宮崎県教育振興基本計画」について、現計画と比べてどの辺が変わったのか、特徴的なところを教えてください。

**○中尾教育政策課長** 大きなところといたしまして、現計画では基本目標が4つでありましたが、計画の実行性をより高めるために、より具体的な表現に改めて、目標を7つに拡充したところでございます。それを受けまして、施策につきましても、これまで15施策でありましたが、それをより具体化するということで19の施策を打ち出したところでございます。

中でも施策の新しい項目といたしましては、まず施策6、教育の情報化の推進であります。GIGAスクール構想等が打ち出されておりますので、今後の重要な取組ということで新たに施策の中に位置づけたところでございます。また、施策15、学校における働き方改革の推進であります。部活動の地域移行であったり、教職員の働き方改革というところがございまして、こちらについても施策として新たに位置づけたところでございます。

**○井本委員** どうしても総花的になるのは仕方がないと思うんです。新しい学習指導要領に対応していくためには、一応それなりのことを書いて、そこから引っ張り出してくるような、そんなことなのかなという気がいたしますが、私が少し不満なのは、この前も少し言いましたが、学校は企業と全く同じではないんだけど、発展している企業では従業員を大切にしているんです。アメリカのパソコンのソフトなんかを作っている企業、インド人なんかがたくさん働

いているんですが、そこでは従業員第一主義というのを先に取っておるんです。普通は顧客第一主義というんですが、従業員第一主義を取っている。

企業名は忘れましたが、以前行った長野県の企業も従業員を本当に大切にしていました。それが結局はお客さんをまた大切に作るし、いろんな関わり合いの人、地元の人も大切に作る。その社長が「うちは三方よしじゃない。八方よしだ」と言われてました。

学校は民間企業と同じとは思えんけれども、先生を大切にするということを考えてもいいんじゃないのかなと思います。それに関連するものが一項目だけ入れてあるんだけれども、たったこれだけですかと、私なんかはそんな気がするんだけれどね。先生方が成長することで子供たちが成長するという発想を取らないといけないんじゃないかなと思うので、これくらいでは私は不満なんだけれども。ここに学校における働き方の推進と教職員の資質能力の向上とありますが、ほかにもまだあるような気がするんだけれども、その辺なんかはどうですか。

**○中別府教職員課長** 今回の教育振興基本計画の骨子案の基本目標6の施策15と施策16に、学校における働き方改革の推進と教職員の資質能力の向上という項目を設けていただいたことについては、教職員課としても本当にありがたく思っております。

そして、骨子案にこうして文言として挙げていますので、今後、この方針に基づいて、委員がおっしゃるように、教職員の働き方、働きやすい環境づくりをしっかりと検討してまいります。あわせて、先生方の資質能力の向上に向けて新たな研修制度を検討しておりますので、先生方がやりがいを持って、生きがいを持って働ける

職場環境をつくっていききたいと考えております。

**○井本委員** だから、やりがいのあるという文言がどこにも書いていないじゃないの。そういうのを入れろと言っているわけよ。

**○中別府教職員課長** 骨子案はこの計画の全体像案となっておりますので、委員の御意見も参考にしながら、最終的なものにつきましたはしっかり検討させていただきたいと思います。

**○井本委員** 私は本の上でしか知らんけれども、フィンランドの先生なんかはみんなから尊敬されているんです。それこそ弁護士あたりとも対等に討論すると書いてありますけれどね。だから、大学院卒業生しか雇わんということも書いてあるんだけれどね。もちろん、高い給料をもらっているんでしょうけれども、生徒の資質を上げるには、先生の資質向上が先だと思うんです。先生の資質を上げないことには、生徒の質が上がるはずはないと私は思うんです。だから、その辺に対して宮崎県独自の施策があってもいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、教育長どうですか。

**○黒木教育長** 今度、教員免許の更新制度が廃止されまして、研修を重視するといいますか、国もしっかりした研修をやっていく方向に国も大きくかじを切っております。

現在、その研修をどうしていくのかというのを先生目線に立って今考えているところでございまして、今後、体系化して、さらに現場とも擦り合わせをして、そのあたりの対話も重視しながら、私も本当に現場主義でやりたいと思っておりますので、先生たちにどんな力をつけていただくのが一番いいのか、これは教育庁の職員もそうでございます。この中に指導主事等もおりますが、今後、学校に戻っていきますので、彼らにどんな力をつけて学校に戻ってもらうの

が一番いいのか、今、まさにそんな議論をしているところでございます。委員から非常に貴重な御意見を賜りましたので、しっかり考えていきたいと思っております。

○河野委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、請願の審査に移ります。

継続請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」について、執行部から説明はございますか。

○中別府教職員課長 特にございません。

○河野委員長 それでは、委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○田口委員 一般質問で知事に対しジェンダーギャップの件を質問したことがありますが、実は教育分野は全国的に非常にジェンダーギャップが大きいという話を聞きました。

上智大学の三浦教授が中心となってまとめた都道府県別の教育、政治、経済、行政の4つの分野のジェンダーギャップを数値化しているものが出ています。本当はその場で教育長に聞いたんですけども、宮崎県は全国でワースト2位なんです。北海道がジェンダーギャップが一番大きくて、その次が宮崎県。

新聞等々を見ていた中では、女性の校長が非常に少ないからだということでございました。それはなぜなのかなと。宮崎県は女性の校長を初めて出した県です。鳥原さんだったかな、女性校長を最初に出した県であるのに、何で今はそんなに女性の校長が少ないのか。先生方の男

女比がどれぐらいなのか。そして、女性の校長先生がなぜそんなに少ないのか。事前に言っておけばよかったですけれども、要因が分かれば教えてください。

○中別府教職員課長 御質問ありがとうございます。まず、全管理職に占める女性の割合につきましては、今年度は13.3%で、管理職866名中114名となっております。昨年度が10.8%ですので、今年度は2.5%上昇しているということになります。

また、女性の校長、副校長、教頭の割合は、他県に比べると低いという結果が出ております。教職員課としましても、女性管理職の登用につきましては力を入れているということで、様々な取組をしております。

具体的には、今、活躍している女性管理職8名にインタビューをしまして、管理職としての思いであったり、若い女性教員に対してのメッセージであったり、そういうものをまとめた冊子を作成しております。こういった冊子を配布するなど、気運の醸成をさらに加速していく取組を行っております。次年度に向けて、教育現場のジェンダーギャップを少なくしていくようにしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○田口委員 選挙が近いということもありましたので、一般質問では知事にだけ質問しましたが、行政の中では鳥取県がジェンダーギャップ指数が非常に少なく、女性が非常に活躍している県なんです。それは何でかということ、片山前知事と今の平井知事が積極的に取り組まれたからです。そして、女性を無理やり管理職に引き上げたのではなく、着実に実績を踏まえながら上に来てくれたので、能力以上のことをさせられているわけじゃなくて、きちんと成長しながら

らそこに配置されたということです。

そういう意味では、トップに立つ人がどういう形で進めていくのかというのが非常に大きなテーマになってくると思います。そこで教育長にお伺いしますけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

**○黒木教育長** 広島県に平川教育長という女性の教育長がいるんですが、実は昨日、平川教育長が本県にお越しになるという情報が入りまして、ぜひ会いたいと思ひまして、私から訪問場所に出向こうと思ったのですが、先方が都合をつけてくださいます、教育長室に来てくださったんです。1時間ほど2人でお話したんですが、平川さんから「宮崎県の一番の課題は何ですか」とぼんと聞かれたものですから、私は「まさしく女性管理職の登用です。これを何とかしたいと思ひています」と申し上げたところです。

私が校長として初めて学校に行った4月1日、ほかの先生はそれまでいらっしゃる方々ですから、その日の会議は全くのアウェーでございました。校長として座って会議を進める中で違和感がございまして、何でこんなに会議が進まないんだろうとか、何でこういうことにこのレベルで話し合っているんだろうと少し思ひまして、はっと気がついたのが、そこで会議している学校の主だったポストの方々が全員男性だったんです。

もうこれだとすぐに思ひまして、その年度は私が着任する前にできていた体制でございまして、次年度に向けて準備しまして、随分説得し、次年度はそういうポストに女性を何人か配置しました。そうしたら、会議が変わるんです。合意形成過程が変わるんです。成果も思ひていたものが変わってくるんです。手前みそで申し訳ございませんが、そういった成功体験といい

ますか、非常によかったなという体験を持っているものですから、教育委員会で仕事をさせていただく中の一番大きな課題だと思ひております。

先ほど、教職員課長が全管理職に占める女性の割合を申し上げましたけれども、令和元年度ぐらいは10%に満たなかったんです。まずはそこからと思ひまして、10%に達し、今年度は13%になりましたが、さらに上げていきたいと思ひております。それは決してその方々だけを特別にということではなくて、委員がおっしゃったとおり、しっかり育成し、力をつけた人をしっかり認めてそういったポストにつけさせていただこうと思ひますので、まだ時間がかかるのですが、そういった方向で進めていきたいと思ひております。

また、図らずもなんですが、今日の午前中に教職員課長を呼んで、今後どうしていくかという話をしたばかりでございます。

**○田口委員** 先ほど言ったのは記憶違いじゃないと思うんですけれども、女性校長第一号は、宮崎県だったと思うんです。そういう意味では、昔は女性を育ててきたという歴史もあるかと思ひますので、宮崎県は先駆的な県だったんだということを頭に入れながら進めていただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**○河野委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○河野委員長** それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩

---

午後2時17分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思います。開始時刻は午後1時としたのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 何もないようですので、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後2時18分散会

令和4年12月2日(金曜日)

---

午後0時56分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	河野哲也
副委員	長	佐藤雅洋
委員		徳重忠夫
委員		井本英雄
委員		日高陽一
委員		田口雄二
委員		凶師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	上園祐也

---

○河野委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお伺いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時56分休憩

---

午後0時57分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号、議案第8号、議案第9号、議案

第16号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第29号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第8号、議案第9号、議案第16号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第29号につきましては、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」についてであります。この請願の取扱いも含め御意見をお願いいたします。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、お諮りいたします。請願第6号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長 挙手多数。よって、請願第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

---

午後1時2分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのようにいたしま

す。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、1月19日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして御意見をお伺いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

---

午後1時4分再開

○河野委員長 委員会を再開いたします。

それでは、1月19日木曜日の閉会中の委員会につきましては、執行部より報告を受けるということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野委員長 以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時4分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 河 野 哲 也